

ニュースレター第5号 — 発送のご挨拶 —

弁護士法人たくみ法律事務所代表の
宮田卓弥です。

「ニュースレター第5号」を送付させていただきます。

緑鮮やかな季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、このニュースレターも、早くも5回目の配信となり、2頁目の事務所スタッフでの弁護士の紹介は最後となりました。

これからも変わらぬご愛読・ご愛顧の程よろしく
お願いいたします。



ピックアップLAW NEWS

『自動車運転死傷行為処罰法の施行』『高悪質な交通事故に巻き込まれるリスク』



○自動車運転死傷行為処罰法の施行

消費平成26年5月20日、酒や薬物などの影響で起こした交通事故の罰則を強化した「自動車運転死傷行為処罰法」が施行されました。

従来は、飲酒運転や薬物摂取状態による運転などは「危険運転致死傷罪」の対象でしたが、特に悪質な交通事故においても、「危険運転致死傷罪」の適用が見送られるケースがあったため、今回の「自動車運転死傷行為処罰法」による厳罰化が図られたものです。

○高悪質な交通事故に巻き込まれるリスク

この「自動車運転死傷行為処罰法」による悪質運転に対する厳罰化は、飲酒運転や薬物摂取状態による運転での重大事故の増加と、それにとまなう被害者や遺族の声に対応したものです。

このような悪質運転による事故は、決して他人事ではありません。

今年2月には福岡市中央区天神で、脱法ハーブ（覚せい剤や大麻に似せた成分をしみこませた植物）を吸引した運転手が自動車を暴走させ、15人に重軽傷を負わせる事故が発生したことは記憶に新しいところです（事故現場は当事務所からわずか数百メートルの地点でした。）

交通事故は、自分がどんなに気をつけて運転しても、完全に防ぐことはできません。

また、相手方が任意保険に加入していないというリスクもあります。自身の保険による自衛が最も確実な手段といえます。

事務所スタッフ紹介

弁護士 北崎 裕一郎



こんにちは、事務員のものです。
今回は、**弁護士北崎 裕一郎 (きたざき ゆういちろう)** をご紹介させていただきます。

日々、案件の解決のため、判例や文献をよく調べて、問題を深く掘りさげることに取り組んでいます。

もともと、ひとつのことを深く貪欲に調べることが好きで、且つ得意でもあります。とても探究心のある先生です。

日頃より、保険代理店の例会にお邪魔して、色々な保険代理店の方と交流をさせて頂いており、大変有難いことに、交通事故の相談でご連絡頂くこともあります。

また、弁護士による早期勉強会の幹事も務めております。

尚、最近「**自賠償保険**」について、文責：北崎弁護士としてのコラムをホームページに掲載させて頂きました。こちら是非ご覧頂ければ幸いです。

当事務所のホームページでは、定期的に「**事務所コラム**」を更新させて頂いております。

その他のコラムも、定期的にアップされておりますので、是非ご覧下さい。保険のみならず、様々なことに興味を持って頂けたら大変嬉しいです。

たくみの日常「弁護士 北崎 裕一郎」 ～～現在までの歴史・先生の源とは？～～

弁護士北崎は、大分の高田市で幼少期を過ごし、その後北九州、福岡市で過ごしました。

中学校時代からは、親元を離れての寮生活を経験されたそうです。きっと、同級生との集団生活で、規律やマナー等を学んでこられたのだと思います。

また、**少林寺拳法**や**テコンドー**、**卓球**などのスポーツで体も鍛えてきました。特に、少林寺拳法を長く続けていたそうです。

拳法は、護身を旨とする日本の武道であります。精神を鍛え、人格形成を行うという社会的な面ももっています。

このようなスポーツを通じて、足腰を鍛え、精神も鍛えられたことでしょう。いつか、技を披露して頂きたいものです。

そんな弁護士北崎をこれからもよろしくお願ひいたします♪



オフィシャルブログ「匠への道」



当事務所では、オフィシャルブログがあり、定期的に更新しています。

ご相談に関することや当事務所でのイベント・日常の出来事をフランクにお伝えできるところですので、弁護士・事務員共々有効に活用させて頂いております♪

ホームページのコンテンツ（トップ画面左側に↑のコンテンツがあります。）をクリックするとご覧頂けます。是非愛読して頂いて、当事務所を身近に感じて頂ければ幸いです。

たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第3回	「需要拡大！人身傷害保険とその有用性について」	6月12日(木) 19時～
第4回	「それはハラスメントです！一企業のセクハラ・パワハラ対策-」(予定)	8月21日(木) 19時～

第3回たくみセミナーの申込は3枚目の申込用紙にてお申込み下さい♪



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

6月12日開催

第3回 たくみセミナー（先着6名様）

「需要拡大！人身傷害保険の有用性について」

第3回セミナー講師
壹岐 晋大



たくみ法律事務所と
企業法務や保険に関する知識を深めませんか
第3回セミナーテーマ

「需要拡大！人身傷害保険の有用性について」

近年、自賠責保険料、任意保険料の増加によりドライバーの保険料負担は増加しています。また、大手保険会社が暴力団排除条項を導入したことにより、暴力団関係者は任意保険に加入できない状況となりました。

これらの傾向は、「交通事故の加害者が任意保険に入っていない」＝「交通事故被害者が加害者の保険会社から賠償を得られない」というリスクを増大させるものです。

そんなリスクに対応できるのが、人身傷害保険です。人身傷害保険があれば、相手方が任意保険に入っていない場合にも保険金が受け取れるため、加害者が任意保険に加入しているとは限らない昨今、その有用性を高めています。

本セミナーでは、各保険会社の人身傷害保険を比較し、適用場面を確認し、また**自己の過失減額分をカバーする人身傷害保険のしくみ**を説明します。

開催日時：平成26年6月12日（木）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：2000円（資料代込、但し**顧問先は無料**）

※会議室スペースの都合で先着6名様までとさせていただきますので、6月6日（金）までに、お早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話ください。
(FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848)

貴社名	
ご芳名	
ご住所	
ご連絡先	TEL _____ FAX _____
Eメールアドレス	_____@_____
その他	(セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです)